

社会福祉法人つどい福祉会 役員及び職員報酬規定

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人つどい福祉会定款第8条に基づき、役員の報酬について定めたものである。

(役員)

第2条 この規則における役員とは、社会福祉法人つどい福祉会の理事、監事及び評議員とする。

(手当)

第3条 役員に対して、以下のとおり手当を支給する。

理事長より召集のあった、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席に対して支払われるものとする。

- 1 交通費 2,000円
- 2 会議手当 8,000円

(理事長)

第4条 理事長に対して以下のとおり手当を支給する。

理事長の手当については、定款細則に定められた、理事長の業務に対して支払われるもので、報酬は月額とし、別に定める。

(監事)

第5条 定款に定められた、監事による監査を実施した場合支払われるものとする。

- 1 交通費 2,000円
- 2 監査手当 8,000円

(評議員選任・解任委員)

第6条 定款に定められた、評議員選任・解任委員による評議員選任・解任委員会を実施した場合支払われるものとする。

- 1 交通費 2,000円
- 2 監査手当 8,000円

(事務局員)

第7条 定款に定められた、評議員選任・解任委員による評議員選任・解任委員会を実施する際に詳細な説明等必要な場合理事長に指名された事務局員に対して支払われるものとする。

- 1 交通費 2,000円
- 2 事務局員手当 8,000円

附則

この規則は、平成15年4月1日より施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日より施行する。

理事長報酬規定

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人つどい福祉会定款第8条に基づき、理事長の報酬について定めたものである。

(理事長)

第2条 この規則における理事長とは、社会福祉法人つどい福祉会の理事会により選任された者とする。

(手当)

第3条 理事長に対して、以下のとおり手当を支給する。

招集した、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席に対して支払われるものとする。

- 1 交通費 2,000円
- 2 会議手当 8,000円

(本給)

第4条 理事長に対して以下のとおり本給を支給する。

理事長の本給については、定款細則に定められた、理事長の業務に対して支払われるもので、報酬月額は、20,000円とする。

附則

この規則は、平成15年4月1日より施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日より施行する。

